

浜松市児童虐待死亡事例 検証結果報告書（概要版）

令和2年12月

浜松市社会福祉審議会

児童福祉専門分科会 児童虐待検証部会

本報告書の利用や報道にあたっては、対象世帯のプライバシーに十分配慮した取扱いがなされますようお願いいたします。

1 検証の目的

本検証は、児童虐待死亡事例について分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から今後の再発防止策を検討し、児童虐待防止に向けた提言を行うことを目的としている。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

2 検証の方法

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付厚生労働省課長通知、最終改正：平成23年7月27日）に基づき、本検証部会において検証を行った。

3 事例の概要

平成31年1月29日、当時3歳の男児（以下、「本児」という。）が、自宅において実母から首をタオルで絞めつけられ、窒息により死亡した。

実母は殺人の容疑で逮捕・起訴され、令和2年1月29日、裁判員裁判で静岡地裁浜松支部より懲役3年、執行猶予5年（求刑懲役5年）の判決を言い渡された。

<家族構成>事件発生当時

実父、実母、姉（小学生）、本児3歳（未就園）

<実母の公判の概要>

判決内容	平成31年1月29日に、被告人（実母）が自宅で本児の首を絞めつけ殺害したことについて、殺人罪により懲役3年執行猶予5年（求刑懲役5年）の判決が下った。
犯行時の母の状況	希死念慮があり、中等症うつ病エピソードによる心身耗弱の状態であった。
犯行動機	うつ病から家事や育児ができなくなったことに罪の意識を感じて死にたいと思い、残った最愛の本児は生きていけないと考えた。
量刑判断	<ul style="list-style-type: none">・ 傷痕が残るほどの強い力で絞め付けて窒息させた犯行から「強固な殺意に基づく犯行であり、3歳の前途ある命が奪われた結果は重大」と指摘した。・ 一方で、犯行前は愛情を持って育児したり、家族のために家事を行っていたりしたことや犯行後に救急車を呼び自首していること、遺族が処罰を望んでいないこと、犯行がうつ病に起因する点などを執行猶予の理由としてあげた。

4 事例検証による問題点と課題の整理

- (1) 精神疾患のある保護者への養育面での支援に関して、関係機関の連携が不十分であった。
- (2) 子育ての悩みを抱える実母や家族に対する相談窓口の周知が不十分であった。
- (3) 母子保健担当課の継続管理ケースであったが、本児や家族との関わりが不十分であり、組織としてリスク管理の体制ができていなかった。
- (4) 発達障がい児（疑いのある児を含む）とその保護者に対する切れ目ない支援体制が不十分であった。
- (5) ケースの見立て・支援プランの作成が不十分であった。
 - ① 成育歴、家族関係に着目した視点の不足
 - ② 個別支援プランの立案・見直しが不十分
 - ③ 健診後のカンファレンスの効果が不十分
 - ④ 実母との関わり方の記録の作成に不備・不足

5 再発防止に向けた提言

本検証部会は「事例検証による問題点と課題の整理」を踏まえ、次のとおり予防的措置を含めた再発防止策を提言する。

- (1) 精神科医療機関と行政（保健・福祉分野）の連携強化について
 - ① 精神科医療機関と行政（保健・福祉分野）との連携強化の推進
 - ② 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備
 - ③ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ④ 精神科医療機関等に対する子育て相談窓口の周知
- (2) 子育て世代包括支援センター機能を持つ母子保健領域における対応について
 - ① 組織的なリスク管理体制のシステム構築とリスクアセスメントの徹底
 - ② 発達障がい児（疑いのある児を含む）とその保護者に対する切れ目ない包括的支援体制の構築
 - ③ 保健師の職員体制及び専門性の強化
 - ④ ケースの見立て・支援プラン作成に向けた力量形成

〈事務局〉浜松市こども家庭部子育て支援課

〒430-0933

浜松市中区鍛冶町 100-1 ザザシティ浜松中央館 5階

TEL 053-457-2793 (直通)

FAX 053-457-3011

E-mail: kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp